



特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン セーフガーディングポリシー

当ポリシーはグッドネーバーズ・インターナショナルのChild and Adult Safeguarding Policyを適用し、一部、日本の状況に合わせて追記等を行ったものです。

目次

- I. 目的
- II. 適用範囲
- III. 原則
- IV. 主要な定義
- V. 行動規範（すべきこととすべきでないこと）
- VI. 責任
- VII. 予防措置
- VIII. 報告
- IX. 対応方法
- X. 安全なプログラム設計
- XI. コミュニケーション・ソーシャルメディア・デジタルセーフガーディングのガイドライン
- XII. モニタリング評価

Annex1. 完全な定義

I. 目的

グッドネーバーズは、飢餓のない、人々が共生する世界を実現するために存在する。グッドネーバーズは、年齢、性別、文化、民族、障がい、宗教にかかわらず、最も弱い立場の人々の人権を尊重し、彼らが自立して生活できるよう支援する。

グッドネーバーズは、その使命のもと、すべての人々の人権が尊重されるべきであると考え、彼らの権利を守り、あらゆる形態の危害を防止する責任があると認識している。したがって、グッドネーバーズは、コミュニティの最善の利益を第一に考え、私たちが関わる人々の身体的、性的、心理的な危害、暴力、搾取につながるいかなる行為に対して、ゼロ・トレランス（一切容認しない）の姿勢をとる。

このポリシーは、性的搾取や虐待からの保護（PSEA/Protection from Sexual Exploitation and Abuse）を重視し、2013年から実施されているグッドネーバーズの児童保護ポリシーを発展させ、セーフガーディングに対するグッドネーバーズの取り組みを概説している。

このポリシーの目的は、

1. グッドネーバーズが人々、特に子ども（18歳未満の者）、女性、社会的弱者をネグレクト、性的搾取・虐待、身体的虐待、精神的虐待などのリスクや実害から守り続けることを保証する。
2. 人々がセーフガーディングに関する懸念を安全に表明する方法を文書化する。
3. 責任、予防、報告、対応、およびセーフガーディングに関する意識向上のためのトレーニングを含む、グッドネーバーズが踏むべき手順を概説する。

II. 適用範囲

このポリシーは、すべてのパートナー国事務所、グローバルオフィス、関連組織における、グッドネーバーズの全職員に適用される。このポリシーは、GNの職員、パートナー、プログラム、事業による暴力、性的搾取、虐待のインシデントに対してゼロ・トレランスを保証するために、勤務時間中、および勤務時間外にも適用される。

III. 原則

ゼロ・トレランス

グッドネーバーズは、いかなる形態の危害、虐待、搾取に対しても、その重大性にかかわらず、ゼロ・トレランスのアプローチをとる。虐待や搾取は、力の不均衡があるときに現れる。この力の不均衡を利用して、有利な立場に立ったり、危害を加えたりすることはあってはならない。また、性的搾取と虐待（SEA/Sexual Exploitation and Abuse）は、特に子どもや女性、社会的弱者が、民族、性別、年齢、宗教、障がいを理由として被る不平等がある場合に発生しやすいと言える。このような差別は許されるものではない。私たちは、権限を悪用し、弱い立場の人々に危害を加えた者に責任を負わせることを約束する。

連帯責任と説明責任

グッドネーバーズは、セーフガーディングはすべての人の責任であると考え、グッドネーバーズに関係するすべての人（職員、役員、パートナー）に、セーフガーディングの原則と手順を守る責任を認識させる。

GNの活動に関わるすべての人は、勤務時間内外を問わず、周囲の権力濫用や搾取の可能性に注意を払い、違反を認識した際は、私たちのセーフガーディングシステムに従って特定し報告する責任を負っている。また、パートナーがセーフガーディングの最低要件を満たすよう支援することを、私たちの責務として十分に認識している。

危害を与えない

グッドネーバーズは、すべてのプログラムおよび組織運営のあらゆる側面において、すべての子どもや社会的弱者に害を決して与えない。すべてのプロジェクトにおいてリスク評価を実施することで、セーフガーディング上のリスクを最小限に抑え、またコミュニティメンバーからの提案を反映させるよう最大限の努力をする。

子どもと社会的弱者を最優先に

グッドネーバーズは、ポリシーを制定し、プログラムを運営する際に、子どもや社会的弱者の最善の利益を最優先に考えている。私たちは、すべての人が性的虐待、搾取、ハラスメントに晒されずに生活する権利を持ち、いかなる形態の虐待も受けてはならないと考えている。彼らの権利と最善の利益を完全に実現するために、私たちは、子どもや社会的弱者が、私たちの活動に主体的に参加し、十分な情報に基づいた意思決定を行うことができるようにする。特に、子どもたちが自ら選択し、その決定が彼らの人生にどのような影響を与えるかを知ることができるように、子どもの最善の利益を重要視する。

機密保持

グッドネーバーズは、調査に関するすべての機密情報および/または文書の機密保持に努める。情報は、調査を行う者にのみ公開される。外部のステークホルダーへの情報漏洩を防ぐため、機密情報を含む電子メールや文書は、送信前にセーフガーディング担当の承認を得るようにする。

サバイバー中心のアプローチ

グッドネーバーズは、尊厳と敬意をもってサバイバーの提言に基づき行動することで、サバイバーまたは「彼ら」の声に耳を傾けることを約束する。サバイバーのサポートは優先され、そのプライバシーは守られる。また、私たちは、サバイバーが安心して関わることができ、その関わりがサバイバーを傷つけないような環境を作る。グッドネーバーズは、サバイバーが声を上げることのできる持続可能なコミュニティ作りを活動の核としている。それにより、彼らが自ら行動・意思決定をし、安全な生活を送り、お互いを守ることが可能になる。

安全な環境と組織文化

業務のあらゆる側面において、私たちは、安全な環境を培い、尊敬の念を持つことを約束する。私たちは、この文化を、職員やパートナーを含む、私たちがサービスを提供するすべての人々と共有する。本ポリシーに対するいかなる形態の悪行、不正行為、違反も容認されることはない。すべてのGNグローバルオフィスとパートナー国事務所のセーフガーディング担当と幹部は、最善のセーフガーディング実践を広め、フィードバックに耳を傾け、このポリシーを改善し、その幅広い実施をサポートするために継続的な学習を奨励するものとする。また、グッドネーバーズにおけるセーフガーディングの問題が透明性をもって共有され、議論されることで、悪しき慣習を防ぐ。さらに、グッドネーバーズは、管理プロセス、コミュニティへの参加、セーフガーディング実践のモニタリングを通じて学習することにより、セーフガーディングの取り組みを継続的に改善することを約束する。

リスクマネジメントアプローチ

グッドネーバーズは、全てのプログラムと活動を開発・提供する際に、リスクに基づいたアプローチをとる。セーフガーディングに関するリスクは、最上位レベルまで責任と説明責任を明確にした上で、特定、監視、緩和され、定期的に見直され、共有される。

IV. 主要な定義

¹ The Good Neighbors risk management framework is set out in the Good Neighbors Administrative Guideline

² This section contains only the main definitions in a summarized form. For a full list, please consult the Annex 1. Full Definitions

セーフガーディング：グッドネーバーズとそのパートナーに接触するすべての子ども（18歳未満のすべての人）、女性、社会的弱者が、あらゆる形態の危害、虐待、搾取から保護されることを保証するために採用する方針、手順、対応、実践。グッドネーバーズの職員、業務、プログラムが子どもや社会的弱者に害を及ぼさないようにし、グッドネーバーズが安全な組織であることを確認するために共通して責任を負うこと、予防的行動をとること。

子ども：1989年の「児童の権利に関する条約（CRC）」に基づく18歳未満のすべての人。

社会的弱者：機能的、精神的、または身体的に自分の身の回りのことができない人、無資格者、発達障害者、医療・介護機関からサービスを受けている人、または何らかの理由で、あらゆる種類の嫌がらせ、害、虐待、搾取から自分を守ることができない人（18歳以上）を指す。

サバイバー：性的またはその他の性質を問わず、ハラスメント、虐待または搾取の対象となったとされる人。

児童虐待：身体的、精神的、性的虐待、ネグレクト、怠慢、差別、家庭内暴力、性的搾取、誘拐、人身売買、性的人身売買、オンライン児童性搾取、児童労働など、子どもの権利侵害と子どもに対するあらゆる形態の暴力のこと。児童虐待は以下のように分類される：(1) 心理的・身体的虐待、ネグレクト、残虐行為、性的虐待、感情的虐待。(2) 行為や言葉によって、子どもの人間としての本質的価値や尊厳を貶め、傷つける行為。(3) 食料や住居などの生存に必要な基本的欲求を不当に奪うこと(4) 負傷した児童に直ちに治療を施さず、その結果、児童の成長および発達に重大な障害を与える、または永久的な能力喪失もしくは死亡に至らせること。

性的虐待：力、強制、操作によって、性的な性質を持つ侵害行為を行うこと、または脅すこと。強制結婚、児童婚、性的奴隷、児童との性的活動などの慣行も含まれる。

性的搾取：金銭的、現物的な利益を含む、性的な目的のために、脆弱性、力の差、または信頼の立場を実際に乱用すること、または乱用しようとする事。

セクシャルハラスメント：危害、苦痛、不快感を与える性的な言動、要求、行為、ジェスチャー。

グローバルオフィス：グローバルオフィスは、グッドネーバーズのグローバルマネジメント体制に基づき、パートナー国事務所の支援と調整を専門に行う。また、政策や戦略の策定、経営支援、能力開発の促進、プログラムの運営、ネットワークやパートナーシップの構築も行う。グローバルオフィスは、グローバル・パートナーシップ・センター（GPC）、グローバル能力開発センター（GCDC）、グッドネーバーズ・グローバル・インパクト財団（GIF）、ジュネーブ国際協力事務所、地域調整事務所で構成される。

パートナー国事務所：パートナー国事務所とは、GPCとパートナーシップ契約を結んでいる国のことで、グッドネーバーズのプロジェクトやアドボカシー、政策活動を世界中で実施するためのフィールド国とサポート国の両方が含まれる。グッドネーバーズが様々なステークホルダーと連携して、国別プログラム・プロジェクトや人道支援を行う国を、「フィールド国」と呼ぶ。グッドネーバーがアドボカシー活動や政策活動を通じて、プログラムや活動のための意識向上や資金調達を行う国を、「サポート国」と呼ぶ。

グッドネーバーズ役員と職員：グッドネーバーズのパートナー国事務所、グローバルオフィス、関連団体のすべての役員および職員。

パートナー：契約職員、インターン、ボランティア、コンサルタント、契約専門家、研究者、訪問者、コミュニティワーカー、供給業者など、当社の業務に貢献する個人または組織。

V. 行動規範

グッドネーバーズのすべての職員とパートナーは、以下のことを実行し、また実行しなければならない。

1. 原則

- GNの全パートナーにこのポリシーを十分に理解させ、セーフガーディング違反の疑いまたは実際のインシデントを報告するよう奨励する。
- 報告手続きの間、機密を保持する。
- 社内外のセーフガーディング調査に従い、必要な場合は関係自治体に必要な情報を提供する。
- 適用されるデータ保護法、プライバシー法、およびデジタルチャイルドセーフガーディングプロトコルを遵守する。
- 自分の居場所や行動を上司に報告する。
- 子どもや社会的弱者を含むすべての人の個人のプライバシーの権利を尊重する。
- 子どもや社会的弱者との間の言動や意思疎通を慎重に行う。
- 信頼関係の中で、特に子どもや社会的弱者との間に力の差がある場合、不適切な行為を避ける。

2. 活動中の規則

- すべての人、特に子どもや社会的弱者が、心配なことを話すよう促し、迷惑行為に疑問を呈する。
- 子どもや社会的弱者を対象とした活動の場合、可能な限り2人以上の大人が同席するか、少なくとも他の人から見える範囲、聞こえる範囲にいることを確認する。
- 適切かつ肯定的、また非暴力的な方法で、子どもの行動を管理する。
- 関連する活動や状況で、子どもたちが自由に意見を言えるようにする。
- 子どもが寝る場所を別に用意する。

グッドネーバーズの全職員とパートナーは以下のことを実行せず、また実行してはならない。

1. 原則

- セーフガーディングに関する既知の、あるいは疑惑のあるインシデントや、現在のセーフガーディングポリシーへの違反を隠したり、隠蔽したり、許したりしてはならない。
- あらゆる理由（性自認、宗教、社会的地位、人種、国籍、障がい、年齢、性的指向、その他あらゆる条件や状況）で子どもや社会的弱者を差別してはならない。
- 特に子どもや社会的弱者からの信頼を悪用してはならない。
- 不祥事から逃げるために名声、評判、権力、地位、立場などにすがってはならない。
- 子どもや社会的弱者は、その関係において最も弱い立場にあることを認識し、その権威や権力を乱用してはならない。
- 処方箋薬を除き、勤務時間中や業務に影響を及ぼすような方法でアルコールや麻薬を摂取してはならない。
- 子どもや社会的弱者を、性的、経済的、その他いかなる形でも、搾取したり、虐待したり、その危険にさらしたりしてはならない。
- 金銭、雇用、商品、サービスを性（性的な好意を含む）と交換してはならない。
- プログラム参加者との関係は、不平等な力関係に基づく可能性があるため、地域の承諾年齢や慣習に関係なく、プログラム参加者と性行為を行ったり、性的関係を持ったりしてはならない。
- 仲間内での虐待行為（通過儀礼、いじめなど）、安全でない行為、違法行為を許してはならない。
- 懲罰のためであっても、他者（特に子どもや社会的弱者）に肉体的な暴行や脅迫を加えてはならない。
- 子どもや社会的弱者を侮辱したり、尊厳を無視するなど、感情を害するような搾取的な行為や不適切な言動、暴力的な言動をしてはならない。
- 成人用コンテンツ、わいせつな画像（ポルノ）、暴力を含む不適切な画像、映画、音楽、ウェブサイト子どもを触れさせてはならない。
- 児童婚や、大人と子どもの性的関係に同意したり、容認したりしてはならない。
- 児童労働（児童にとって精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険で有害な労働、または家事を含む就学を妨害する労働と定義される）にいかなる形態でも子どもを勧誘してはならない。

2. 活動中の規則

- 子どもや社会的弱者との不適切な関係や行動が行われたり、疑われたりするような状況や場面を作ってはならない。
- 冗談であっても、子どもや弱者に対して挑発的な発言や誤解を招くような発言、脅しをしてはならない。

子どもたちの不適切な注目を集める行動に巻き込まれてはならない（癡癡や熱狂的な好意など）。

- どのような通信手段であっても、不適切な言葉を使用してはならない。
- グッドネーバーズのプログラムの恩恵を受ける子どもたちと同じ部屋やベッドで寝たり、そこでひとりで過ごしたり、家族の一員でない子どもたちと一緒に泊まったりしてはならない。
- 保護者の同意および上司の承認があり、公式に承認されたイベントである場合を除き、いかなる宿泊施設にも子どもを招いてはならない。
- 業務上必要な範囲内で、かつ保護者の同意がある場合を除き、個人的な連絡先を交換したり、子どもの個人情報を聞き出したりしてはならない。
- 業務上必要な範囲内で、保護者の同意がある場合を除き、子どもが自律的に身の回りのことができるのであれば、それらを手伝ってはならない。（例：排泄、着替え、食事、洗濯など）
- 不適切と解釈されるような方法で、他の大人から離れた場所で子どもと会ったり、他の人から離れて過度な時間を過ごすことを求めてはならない。
- どうしても必要な場合で、保護者の同意と上司の承認を得ている場合を除き、子ども一人を車に乗せてはならない。
- 私たちが関わる人々の個人データを悪用したり、不注意に扱ったりしてはならない。
- 保護者の同意なしに、グッドネーバーズのプロジェクトに参加している子どもと直接またはオンラインでコミュニケーションをとったり、写真を撮ったりしてはならない。

上記の「行動規範」に違反した場合は、重大な問題として扱われ、解雇を含む懲戒処分の対象となることがある。

VI. 責任

- **すべてのグッドネーバーズの職員とパートナー**：職員とパートナーを含むグッドネーバーズの活動に従事または貢献しているすべての個人は、そのセーフガーディング義務を十分に理解し、虐待や搾取の発生またはその疑いを報告しなければならない。同じ義務は、GNのパートナー組織のメンバーであるスタッフおよび職員にも帰せられる。保護責任を果たせなかったり、怠ったりした者は、懲戒処分やGNとのパートナーシップの終了の対象となる可能性がある。経営陣は、セーフガーディングの問題に積極的にかつ責任を持って対処すべきである。
- **グッドネーバーズ・グローバル・パートナーシップ・センター (GPC) 役員 (グローバル・シニア・マネジメント)**：GPCの全役員は、本ポリシーをグローバルに実施するための全体的な責任と説明責任を負う。

- **グッドネーブーズ理事会および運営委員会メンバー**：すべてのグローバルオフィス、パートナー国事務所および関連組織の理事会および運営委員会のメンバーは、このポリシーが組織の方向性と運営に統合され、代表者がその義務を正しく果たすことを保証する共通の責任を負う。
- **グッドネーブーズ事務局長および代表者**：すべてのグローバルオフィス、パートナー国事務所、および関連組織の事務局長および代表者は、このセーフガーディングポリシーの意識形成、実施、処理、および安全な職場環境づくりを確実に行うための権威上の中心人物である。彼らは、必要なすべてのセーフガーディング手続きに関して、ナショナル/ローカル・セーフガーディング担当を完全にサポートする責任があり、それぞれグローバルまたは国のセーフガーディング委員会で主導的な役割を果たす。また、職員、地域住民、すべての関係者に対して、本ポリシーに関連する適切な研修と情報発信を行うことを確約する。
- **ナショナル/ローカル・セーフガーディング担当**：すべてのGNパートナーシップ国およびグローバルオフィスは、ナショナル/ローカル・セーフガーディング担当を設置・維持する必要があります。この担当者は、セーフガーディングに関する懸念の最初の窓口として、報告の受理、インシデントの調査、生存者の支援、セーフガーディング委員会の検討のための提言、研修の促進など、このポリシーの直接的な実施に主に責任を持つ。特にサバイバーを支援し、紹介サービスを提供するために、虐待や搾取のケースを支援できる外部専門家名簿を作成することが強く推奨される。（ナショナル/ローカル・セーフガーディング担当の具体的な責務についてはセーフガーディング担当「IX. 対応方法」を参照）
- **グローバル・セーフガーディング担当と地域コーディネーター**：GPCは、本ポリシーのためにグローバル・セーフガーディング担当を指定すべきである。グローバル・セーフガーディング担当は、GPCの常勤の上級管理職でなければならず、重要な意思決定権を持ち、緊急対応が必要な場合やセーフガーディングの問題が適切に対処されていない場合に、事務局長に直接アクセスできる権限が与えられるべきである。グローバル・セーフガーディング担当は、GNパートナーシップ諸国およびグローバルオフィスからのセーフガーディング違反に関するすべての報告を受け、地域コーディネーターと協力して、グローバルおよび国レベルでの現行ポリシーの遵守と実施を監督する。地域コーディネーターは、現場国からの報告を受け、その地域における本ポリシーの実施を監督する責任を負う。

VII. 予防措置

1. 安全な採用

1.1 採用

セーフガーディングの原則に従って子どもや社会的弱者と関わることに適した職員のみを採用するために、グッドネーバーズは、求人広告、応募書類、面接、身元・経歴調査の実施を含む採用活動のすべてのプロセスにおいてセーフガーディングを扱う。これはすべての採用候補者、運営組織メンバー、ボランティア、インターン、請負業者、パートナーに適用される。

- 子どもや社会的弱者にとってリスクになりうる候補者が空席に応募することがないよう、求人広告と応募書類にセーフガーディングの原則を明記すること。
- 面接の際には、子どもや社会的弱者と接したことがあるかどうかについての質問をすること。
- 新しく採用された者は、GNのセーフガーディングポリシーの遵守に関する誓約書に署名をすること。（Annex2を参照）

1.2 身元・経歴調査

子どもや社会的弱者に危害を与えるリスクがあることを示す記録がある者を採用しないよう、全ての職員、インターン、ボランティア、コンサルタント、運営組織メンバーに対して、状況に応じて法律の範囲内で適切な身元・経歴調査を実施する。

- グッドネーバーズへの就職・転職に際しては、以下の事項を必ず実施すること：
 - 採用された全ての職員とパートナー（インターンやコンサルタントも含む）は身元調査フォームを提出する（Annex3を参照）。
 - 子どもや社会的弱者と直接関わる可能性がある全ての職員とパートナーは、警察または地方自治体が発行した包括的な身元調査フォーム（BRC）を受ける。
- これらの書類は、全てのグローバルオフィスやパートナー国事務所の人事担当マネージャー（または同等の人物）によって確認・ファイル保管され、代表者によって最終確認される。

- 子どもに対する犯罪や、成人に対する性的搾取・虐待の記録がある者については、法律の範囲内でグッドネーバーズは採用または転職を認めない。

2. 研修

2.1 セーフガーディング必須研修

グッドネーバーズは全職員およびパートナーに対して、彼らが本ポリシーを理解、参照、熟知し、責任を認識するよう、必須のセーフガーディング研修を提供する。

- セーフガーディング研修は入社時に実施し、その後、少なくとも2年に1回、定期的に再研修を実施する。
- この研修はセーフガーディングの原則と予防措置を強調し、報告や調査手順に関する情報も提供する。
- この研修は、職員とパートナーがポリシーと手順に関して熟知し、セーフガーディングに対する意識を向上し、組織文化を形成することを目的とする。

2.2 ビジターオリエンテーション

グッドネーバーズは、全てのビジター（メンバー、寄付者、招待客、記者、研究者、著名人など）がこのセーフガーディングポリシーに関する簡潔なオリエンテーションを受けるようにする。

- 全てのビジターは、子どもや社会的弱者および彼らの情報に直接接触する前に、本ポリシーに関する口頭でのオリエンテーションを受け、ポリシーに遵守することに賛同する同意書（Annex5）に署名しなければならない。

3. パートナー組織との連携

グッドネーバーズは、パートナー組織との全ての契約書に、セーフガーディングポリシーの条項が含まれるようにする。契約書においてパートナー組織がこのポリシーに従うことに同意するか、またはパートナー組織自身の保護政策をグッドネーバーズに提出することにより、パートナー組織が保護に関しての取り組みを明示することが求められる。パートナー組織から提出されたポリシーは、グッドネーバーズによって審査され、承認される必要がある。

パートナー組織がグッドネーバーズのセーフガーディングポリシーに同意する場合は、契約書に同意書（Annex5）を添付すること。

契約期間中、パートナー組織は以下の責任を負う：

- 本ポリシーの違反、または違反の疑いをグッドネーバーズに報告すること。
- GNプロジェクトに従事する全ての職員に対し身元・経歴調査（BRC）を実施することを含め、安全な採用活動を行うこと。
- 安全なプログラム遂行のため、リスク調査を行うこと。
- 全ての関係スタッフに対して、セーフガーディングと本ポリシーに関する研修を提供すること。

VIII. 報告

GNの全職員とパートナーは、本ポリシーに従って、不正行為の疑いがある場合に、誰にどのように懸念を表明すればよいかを知る責任がある。本ポリシーに違反する行為を報告しなかった場合、重大な問題として扱われ、懲戒処分を受ける可能性がある。

本ポリシーに違反する行為を目撃した者、申し立てられた者、または知っている者は、口頭または書面により、直ちに、または24時間以内に以下のチャンネルのいずれかに報告する必要がある。(インシデント報告書は、Annex 6に記載)

- 1. 所属長（直属の上長）
- 2. ローカル・セーフガーディング担当（拠点長）
- 3. ナショナル・セーフガーディング担当（人事課長）
- 4. 事務局長
- 5. グローバル・ホットラインへの連絡（匿名または実名） safeguarding@goodneighbors.org
(上記の選択肢が利用できない場合、または機密保持を優先する場合)

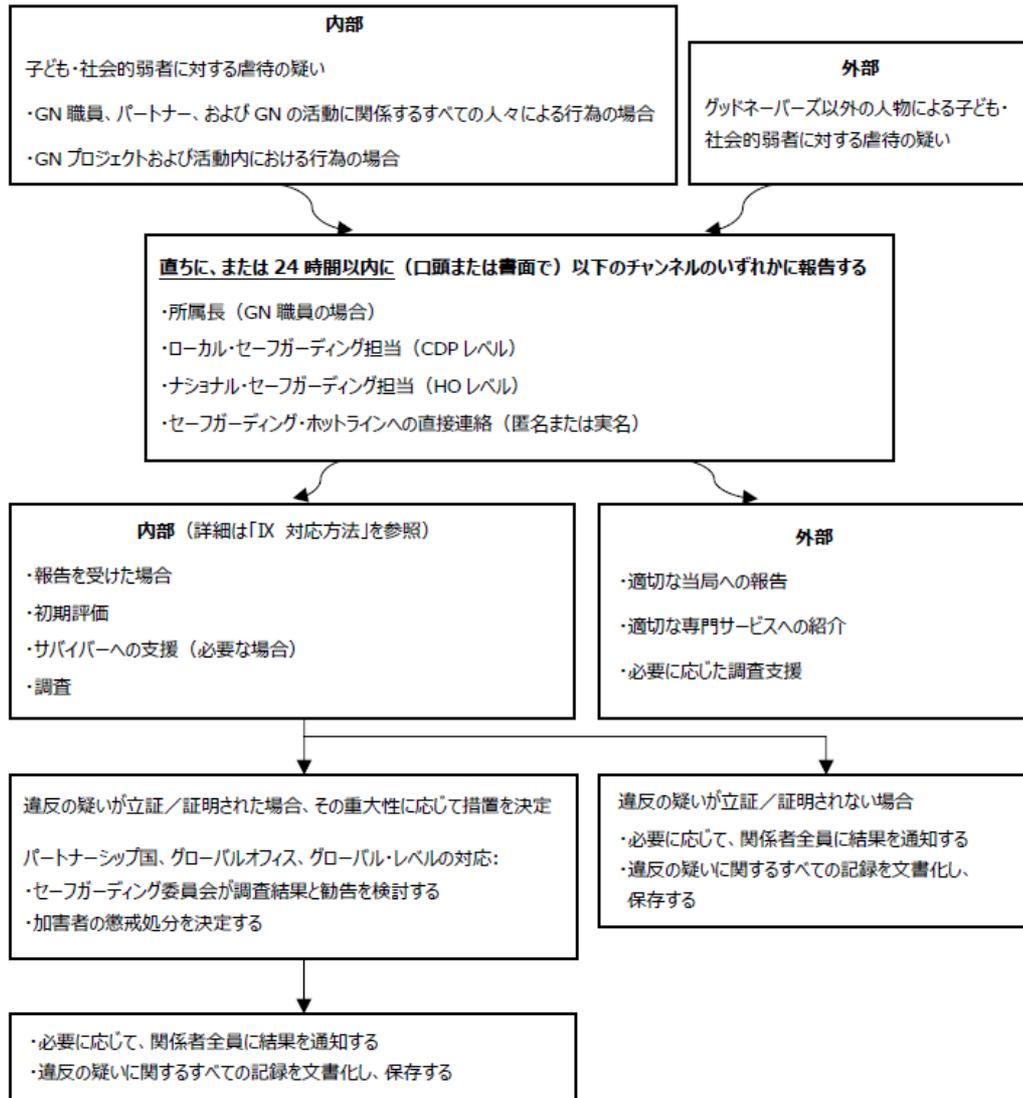
個人的な見解による事態の深刻さにかかわらず、すべてのGN職員とパートナーは、疑惑や懸念があれば、たとえその疑惑が真実かどうかわからない場合や報告に十分な証拠がないと考える場合でも、できるだけ早く報告する必要がある。

グッドネーバーズは、サバイバーまたは内部告発者／報告者に対するいかなる報復行為の試みや実際の報復行為を容認しない。

GN職員が虚偽と知りながら、または悪意を持って申し立てを行ったと判断された場合は、解雇を含む懲戒処分が行われることになる。グッドネーバーズと協働するパートナーの場合、当パートナーはグッドネーバーズとの関係を解消される可能性がある。

グッドネーバーズは、各GNグローバルオフィスとパートナー国事務所のすべてのセーフガーディング担当の連絡先を公開する。SEAを含むあらゆる形態の虐待や搾取の迅速かつ効果的な報告を促進するため、国内およびグローバルのホットライン（電話番号または電子メールアドレス）は、グローバルウェブサイトを通じて一般に公開される。

グッドネーバース
セーフガーディング 報告・対応フローチャート



IX. 対応方法

1. 調査および対応手順

1.1 報告を受けた場合

直属の上司またはローカル・セーフガーディング担当が通報の最初の窓口となった場合、直ちにナショナル・セーフガーディング担当に申告・報告しなければならない。その後、ナショナル・セーフガーディング担当は、すべての申し立てをグローバル・セーフガーディング担当（GPC）および地域コーディネーター（現地国の場合）に報告する必要があります。疑惑や違反の報告は、その重大性にかかわらず、すべてグローバル・セーフガーディング担当（GPC）に提出されなければならない。

1.2 初期評価

申し立てがグローバル・セーフガーディング担当に報告されると、ナショナル・セーフガーディング担当は、インシデントの初期評価と情報収集を行う（必要に応じて、ローカル・セーフガーディング担当と相談する）。

初期のスクリーニングまたは評価が行われた後、ナショナル・セーフガーディング担当は、調査の結果が出るまで加害者とされる者の職務を停止し、加害者とされる者がサバイバーと接触できないようにする。

初期評価の結果に基づき、報告された申し立てがGNセーフガーディングポリシーに違反している場合、ナショナル・セーフガーディング担当が当該案件を調査段階に進める。違反ではないがセーフガーディング・リスクを含む可能性がある場合、現地当局への報告、リスク管理の強化、研修など、適切な措置を講じる必要がある。

深刻度の低いインシデントのほとんどは、第一に人事の問題であり、グローバル・レベルで処理する必要はない。このようなケースは、ナショナル/ローカル・セーフガーディング担当が判断し、処理する必要がある。

報告されたすべての申し立てに関連するすべての記録は、調査が行われない場合でも、適切に文書化され、保管されるべきである。これは、教訓を得るために利用できる。

1.3 サバイバーへの支援（※必要な場合のみ）

ナショナル/ローカル・セーフガーディング担当は、（必要に応じてグローバル・セーフガーディング担当と協力して）報告されたセーフガーディングインシデントのサバイバーに、専門家紹介サービスを含む適切な支援を提供しなければならない。サバイバーは、インシデントの処理手続き全体を通じて支援され、保護されなければならない。

1.4 調査

ナショナル・セーフガーディング担当は、調査チーム（必要に応じて内部調査員または外部関係者）と協議して調査を実施し、関係者全員と面談する。必要に応じて、子どもや社会的弱者の再トラウマ化を避けるため、十分な技術と訓練を受けた専門家による面接が行われるべきである。調査員は、セーフガーディングの申し立てに関するすべての記録が保存され、報告された懸念が可能な限り秘密にされることを確認しなければならない。

その後、担当者及び／又は調査チームは、セーフガーディング委員会に求める対応事項を作成する。

1.5 調査結果に対する判断

違反の疑いが立証された場合:

- パートナー国事務所およびグローバルオフィスレベル：ナショナル・セーフガーディング担当は、各国事務所またはグローバルオフィスの代表の承認と関与のもとセーフガーディング委員会を招集する。委員会は、調査結果と勧告をもとに検討し、関連する地域コーディネーター（現地国の場合）と協議の上、その重大性に応じて加害者に対する是正措置または改善措置を決定する。しかし、ナショナル・セーフガーディング担当と委員会が、インシデントの重大性が高く、グローバル・シニア・マネジメントからの助言が必要であると判断した場合、検討と懲戒処分のためグローバル・レベルにまで持ち上げる。国またはグローバルオフィスの代表者が違反の疑いに関与している場合、ナショナル・セーフガーディング担当は、グローバル・セーフガーディング担当および関連する地域コーディネーター（現地国の場合）に直接報告するものとする。
- グローバル・レベル：GNパートナー国事務所およびグローバルオフィスから報告を受けた場合、グローバル・セーフガーディング担当は、GPC事務局長の承認と関与のもと、セーフガーディング委員会を招集する。委員会は、調査結果と勧告を検討し、加害者の懲戒処分を決定する。

違反の疑いが根拠のないものである場合：

- ┆ 必要に応じて、関係者全員に結果を通知する。
- ┆ 申し立てのすべての記録を文書化し、保存する。

違反の疑いについては、立証されたものであれ、立証されないものであれ、すべて適切に保存されなければならない。関係者全員に結果を通知する（知る必要がある場合のみ）。

グッドネーバーズ以外の人物による児童・社会的弱者虐待の疑いに関する外部通報の取り扱いについて

- ┆ すべてのGNパートナー国事務所およびグローバルオフィスが関連する現地当局に報告し、適切な専門サービスへの紹介を実施し、必要に応じて調査を支援することを保証する。

2. セーフガーディング担当の責任

2.1 ローカル・セーフガーディング担当（※必要に応じて）

- 地域コミュニティレベル（CDPまたは国内プロジェクト地域内を含む）において、GN職員およびコミュニティメンバーから提起されたセーフガーディングに関する懸念について主要かつ最初の連絡先となる。
- 違反の疑いがある場合はすべて、ナショナル・セーフガーディング担当に報告する。
- 調査プロセスを通じて、指定された担当者またはチームをサポートする。
- 地域コミュニティレベルの職員を対象としたセーフガーディング研修を促進または実施し、違反の特定方法および報告システムの知識に関するガイダンスを提供する。
- 報告された懸念や疑いが、ローカルレベルでのインシデントとして管理できるか否かを判断する。上層レベルまで持ち上げる必要がないと判断した場合、ローカルレベルでの結果でケースを終了させる。
- 調査に関するすべての文書が適切に保存され、調査員およびナショナル・セーフガーディング担当に提供されることを確認する。
- サバイバーへの適切な支援を提供する（心理社会的カウンセリング、健康管理、法的支援、他の専門家への紹介など）
- 地域社会へのフィードバックの仕組みが確実に整備され、GN職員やパートナーによる不正行為を、何を、どのように、誰に報告すればよいか、子どもや地域社会の人々

に情報を提供する。

- 子どもや社会的弱者の潜在的または意図しない危害を最小化するための安全なプログラムの設計と実施方法に関するコンサルテーションを提供する。

2.2 ナショナル・セーフガーディング担当（※国の事情によりローカル・セーフガーディング担当が任命されない場合、ナショナル・セーフガーディング担当は上記のすべての職務を兼務する。）

- 違反の疑いがある場合は、すべてグローバル・セーフガーディング担当（GPC）および地域コーディネーターに報告する。
- セーフガーディング担当と相談しながら、インシデントの初期評価と情報収集を実施する。
- 報告された懸念や疑いが、国家レベルのインシデントとして管理できるか否かを判断する。セーフガーディング委員会の審査にかける必要がないと判断した場合、そのインシデントはローカルで結論が出される。
- 調査が必要な場合、内部調査員およびローカル・セーフガーディング担当と協議の上、調査の調整・関係者全員との面接を実施し、必要に応じて外部の調査専門家と協力する。
- セーフガーディング委員会、各国代表、関連する地域コーディネーターと協議の上、さらなる是正措置や改善措置について勧告を行う（案件がグローバル・レベルに持ち上げられない場合）。
- 報告することでサバイバーに危害が及ぶ可能性がある場合を除き、可能な限り警察などの適切な公的機関に報告する。
- サバイバーを支援し、適切な紹介サービスを提供するために、外部の専門家のリストを構築し、地域のセーフガーディング基盤、地域で利用可能なセーフガーディング資源に関する詳細情報を確保する。
- すべての記録が適切な方法で文書化され、可能な限り機密が保持されるようにする。
- 国内の職員に対するセーフガーディング研修を促進または実施し、違反の特定方法と報告システムに関する知識について指導する。
- 地域および国レベルの全職員が定期的にトレーニングを受け、本ポリシーに従って報告および対応する責任を十分に認識していることを確認する。

2.3 グローバル・セーフガーディング担当

- 各パートナー国事務所およびグローバルオフィスから、多様な報告経路を通じてすべてのセーフガーディングに関する報告を受け、管理する。
- ポリシーと手順の質と継続的な改善を保証する。
- GNパートナー国事務所またはグローバルオフィスから要請があった場合、調査、職員研修、ポリシーの全体的な実施に関して、助言、指導、適切なリソースを提供する。
- インシデントが最終決定のためにグローバル・レベルに持ち上げられた場合、セーフガーディング委員会を招集し、調査結果および勧告を検討し、加害者の懲戒処分を決定する。
- セーフガーディングに関する研修を実施および/または促進し、すべてのGN職員およびナショナル/ローカル・セーフガーディング担当が研修を受け、予防、報告、対応の手順について十分に理解していることを確認する。
- すべての報告書が適切に管理、文書化、保存され、可能な限り機密を保持することを保証する。
- すべてのGNパートナー国事務所およびグローバルオフィスから提出されたセーフガーディング年次報告書に基づき、GNグローバルセーフガーディング報告書が毎年発行されるようにする。
- ISCおよびGPC理事会に対し、定期的に成果（例：報告・終結した案件数、対応した成果など）を報告する。

X. 安全に配慮したプロジェクト

1. 安全に配慮したプロジェクト作り

グッドネーバーズは、プロジェクト活動のみならず、調査、アドボカシー活動、募金活動など、すべてのプログラムがセーフガーディングポリシーに則って設計・実施されることを保証します。

- すべてのプログラムは、子どもや社会的弱者のことを最優先に考え、最善の利益が得られるように設計される。
- すべてのプログラムにおいてリスクアセスメントを実施し、潜在的な危害のリスクを特定し、予防策を準備する。

2. コミュニティからのフィードバックと苦情報告を可能にする仕組み

子どもたちや地域の人々がグッドネーバーズに懸念を表明できるよう、すべてのプログラム地域において、地域からのフィードバックや苦情を表明できる仕組みを設置する。

- すべての子どもとコミュニティのメンバーがGNの職員やパートナーが行った不適切な行動について意見を述べたり報告したりする権利を尊重するため、フィードバックと苦情を報告することができる仕組みを、すべてのGNプログラム地域に設置する。アクセシビリティ（言語、物理的なアクセシビリティ、コミュニケーション）を特別に考慮し、すべての子どもとコミュニティのメンバーが利用でき、目に見え、アクセスできるようにする。
- フィールド国において、すべての子どもとコミュニティのメンバーが、上記の苦情・フィードバックに関する仕組みと手続き、および一般的な提案やGNの職員とパートナーによる不正行為を報告する方法を知っている必要がある。
- 各フィールド国は、提起された懸念に対して、確立された手続きに従って、公正かつ適時に対応する責任を負います。
- 各フィールド国は、コミュニティのフィードバックと苦情報告の仕組みを管理する際に、子どもやコミュニティのメンバーの安全、安心、秘密を確保する必要がある。
- すべての子どもは、親や保護者の同意がなくても、GNに直接苦情を提出することができる。

XI. コミュニケーション・ソーシャルメディア

・デジタルセーフガードのガイドライン

本ガイドラインでは、ソーシャルメディア、オンラインプラットフォーム、ウェブサイト、写真、ビデオ、記事をはじめとするすべてのコミュニケーション素材およびデジタル空間の取り扱いにかかる、セーフガードのアプローチが定められている。このガイドラインは、勤務時間内外を問わず、全世界のGN職員とパートナーに適用される。

グッドネーバーズのデジタルセーフガードの原則とコミットメント

- インタビュー、写真撮影、映像撮影、コンテンツ公開の際には、受益者である子どもや社会的弱者の尊厳と権利を尊重する。
- 画像や映像に写る子どもや社会的弱者が無力であったり、性的に刺激的であったり、歪んでいたりとせず、尊厳をもって描かれていることを確認する。
- 子どもや社会的弱者の写真や映像を撮影するには必ず承諾を得ること。可能な限り、同意は文書で行う。主な被写体が子どもの場合は、必ず子どもと保護者の両方から承諾を得ること。
- インタビューや撮影の際には、子どもや社会的弱者の文化や伝統を適切に理解した上で、正確な内容や事実を伝えることを心掛ける。
- 子どもや社会的弱者の許可がないところで撮影された写真や映像は使用してはならない。また、GNの許可なく複製、電子コピー、配布してはならない。
- 写真や映像の撮影に直接関わった企業、メディアスタッフ、その他の関係者は、メディアコンテンツを営利や商業目的で使用してはならない。
- メディアコンテンツを公開する際、被写体の実名を使用するか、または被写体の判断に従って名前を変更するかを、所定の同意書を通じて決定すること。

インタビュー、写真撮影、映像撮影

1. インタビュー、写真撮影、映像撮影の前に

- 写真・映像の撮影が、子どもや社会的弱者、その家族、地域社会にとって有益であるかどうかという観点で、潜在的な損害や利益を十分に考慮すること。
- 資金調達やプロモーションのための写真・映像撮影に直接関わるすべての企業、メディアスタッフ、その他の関係者は、撮影活動の前にGNのセーフガードポリシー・コミュニケーション、ソーシャルメディア・デジタルセーフガードガイドラインについてのオリエンテーションを受け、同意書に署名すること（Annex7参照）。
- 「個人情報の収集、オンラインコンテンツおよびコミュニケーション資料の共有に関する同意書」（Annex8参照）を、必ず子どもや社会的弱者から受け取ること。主な対象者が子どもの場合、本人およびその保護者からの承諾を得ること。取材・撮影の目的や規模、取材内容、自分のストーリーが世界に発信される可能性があることを、対

対象者に十分認識させること。必要に応じて、対象者が理解できる言語で明確に説明すること。状況（識字率、視力など）により書面による同意が困難な場合は、口頭による同意（録音）を得る。

- インタビューや撮影の際には、同伴者の有無を自由に選択できることを対象者に伝えること。

2. インタビュー、写真撮影、映像撮影に際して

- 子どもや社会的弱者の状況を歪めて伝えることで同情を誘わない、また、障がいや貧困、その他の理由で彼らの尊厳を傷つけるようなことをしない。
- 子どもや社会的弱者に、自身の考えや経験でない話をするよう強要しない。過去のトラウマを思い出させるような質問をしない。
- 誤解を招くような印象を与えないよう、対象者の服装や行動が挑発的・性的でないことを確認する。
- 対象者に重圧や屈辱感を与えるような質問をしない。通訳が必要な場合は、対象者の地域の文化や背景を考慮し、会話の内容を正確に理解するよう努める。
- 売春、性奴隷、ポルノなどのデリケートな問題を扱う場合、同性の役員、職員、メディアスタッフが取材に対応し、個人の特典ができないようカメラを子どもに向けない。取材対象者が犯罪者や犯罪行為への自発的な参加者として描写されないよう、取材・撮影の内容に留意する。
- 危機的状況にある子どもや社会的弱者に精神的な苦痛を与える可能性のある活動は避ける。
- プライバシーに関わるもの（手紙や日記など）を取材する場合は、子どもの同意を得ること。
- 保護者の同意があっても、子どもが取材・撮影を拒否している場合は、取材・撮影を行わないこと。
- 現地で撮影した写真や映像の個人的な利用は認められない。必要に応じて、グローバルオフィスやパートナー国事務所の代表者や各国のナショナル・セーフガーディング担当の確認・承認を得る。
- 取材や撮影の過程で、障がいのある子どもや大人を差別しないこと。障がいのある人を傷つけるような表現、差別的な表現、障がいの種類や状態を強調するような表現は避ける。
- 二次被害が予想される場合（例：虐待を受けた子どもや大人、HIV/AIDS患者、子ども兵など）、身元が明らかになることで対象者が被害を受けることがないように、撮影時には情報の機密性・安全性の確保に配慮すること。

ソーシャルメディアの使用とデジタル技術について

GNの全職員およびGNと共に働く全てのパートナーは、仕事上およびプライベートにおいて、ソーシャルメディアやその他のデジタル・プラットフォームの使い方に注意し、責任を持つ必要がある。あらゆるSNSやデジタル技術を通じて共有されるコンテンツは、全世界に公開される。そのため、すべての代表者は、GNの業務の一環として行われる全ての投稿やブログが、GNセーフガーディングポリシーとその原則を遵守しているか、私たちが支援する子どもや社会的弱者の尊厳と権利を尊重し保護するものであるかを確認する必要がある。

- GNの公式ソーシャルメディアやデジタル・プラットフォーム内のコンテンツは、子

どもたちやグッドネーバーズの他のプログラム参加者がアクセスできる可能性があることを常に意識する。

- コミュニケーションチームのマネージャー、またはグローバルオフィスとパートナー国事務所の担当者は、オンラインコンテンツの作成において責任を持つ。各国の代表者およびセーフガーディング担当は、オンラインコンテンツとオンライン活動を監督・指導する責任がある。
- 公開コンテンツに、支援する子どもまたは大人を特定できる個人情報（住所、家族・学校名、スポンサーID番号など）が含まれていないことを確認する。
- ソーシャルメディア上に投稿する際、子どもや社会的弱者の「タグ付け」をしない。
- 個人のソーシャルメディアアカウントやブログが一般公開されている場合は、情報の取り扱いに注意し、有害、暴力的、脅迫的、虐待的な内容を投稿しないこと。
- ソーシャルメディアを通じ、支援する子ども・大人からの「友達リクエスト」を個人アカウントで受信した場合、必ずセーフガーディング担当に対応方を相談し従う。
- 代表者およびグローバルオフィスのセーフガーディング担当の適切な許可なしに、GN業務の目的で入手した子どもや社会的弱者の写真・映像を個人アカウントで使用してはならない。

データの保護

- データの安全な保管と保護を徹底し、個人情報をGN外部に開示しない。
- 個人情報は取得した目的のためにのみ使用し、削除は適切に行う。目的以外の用途に個人情報を使用しないこと。
- 収集したデータにアクセスできる職員の数をできるだけ少なくすること。
- データ保護に関する現地の法令を必ず遵守すること。

デジタルセーフガーディング違反の報告について

GNの全職員およびGNと協働する全ての方は、デジタルセーフガーディング違反の疑いおよび懸念事項を、ローカル/ナショナル/グローバル・レベルのセーフガーディング担当に報告する必要がある。報告しなかった場合、GNのセーフガーディングポリシーに対する違反となり、懲戒処分につながる可能性がある。

XII. モニタリングと評価

GNパートナー国事務所およびグローバルオフィスは、現地の法律に従って、それぞれの状況に応じたセーフガーディングポリシーおよび行動計画の策定、実施、監視、評価を確実に行う責任を負う。本ポリシーが現地の法律や状況と矛盾する場合は、より厳しい基準に従うこととする。指定されたセーフガーディング担当と人事部からの指導・助言の下、現地の法律に従う必要がある。

GNグローバル・セーフガーディングレポートは、すべてのGNパートナー国事務所およびグローバルオフィスから提出されたセーフガーディング年次報告書に基づき、毎年発行される。

GNパートナー国事務所およびグローバルオフィスは、セーフガーディング年次報告書をグローバル・セーフガーディング担当に年次で提出する責任がある。

当該報告書には、以下の内容を含める必要がある。

- Ⅰ セーフガーディング研修活動
- Ⅰ 報告されたインシデントの概要（インシデント未実証および実証済のインシデントの数、調査・解決済のインシデントの数）
- Ⅰ 実証済インシデントの結果（例：懲戒警告、解雇、契約解除、辞任、その他の措置）
- Ⅰ 関連する全ステークホルダーからのポリシーに関する提言およびフィードバック

グローバル・セーフガーディング担当は、組織全体のセーフガーディングの進捗を監視し、ISCおよびGPCの理事会に定期的に報告する。

グローバル・セーフガーディング担当は、毎年ポリシーを見直し、すべての関連するステークホルダーによる修正案に従って、ポリシーを更新する。修正案は、ISCによって検討され、GPC理事会によって承認される。

2023年9月1日施行

Annex 1. 定義一覧

1. **Parties included in this policy:** defines who is covered by this policy and the different parties that may emerge as a result of its application;
2. **General definitions:** includes the general issues covered by this policy;
3. **Child-specific definitions:** includes the issues specific to children.

1. ポリシーに含まれる関係者

- **苦情申出人：** 苦情や懸念を提起した人（被害者に該当する場合もそうでない場合もある）。
- **グッドネーバーズの職員、役員、パートナー：** グッドネーバーズのパートナー国事務所、グローバルオフィス、関連団体の全職員を指す。また、役員、ボランティア、インターン、コンサルタント、日雇い労働者、請負業者、活動実施パートナーおよびそのスタッフも含まれる。
- **苦情の対象者：** 申し立て、苦情、懸念が提起された人。
- **サバイバー：** 性的またはその他の性質によるハラスメント、虐待、搾取の対象であったとされる人。
- **社会的弱者：** 下記に該当する18歳以上の人
 - ・機能的、精神的、または身体的に自分の身の回りの世話をできない
 - ・発達障害をもっている
 - ・医療・介護機関からサービスを受けている
 - ・何らかの理由で、あらゆる種類の嫌がらせ、危害、虐待、搾取から自分を守ることができない

2. 一般的な定義

- **不正行為の疑惑：** 疑惑は、関連機関が報告された苦情または懸念について調査を行うことを決定した場合に、申し立ての対象となる。
- **精神的虐待：** 子どもを含む個人の自尊心、情緒的・心理的健康に対する執拗な攻撃。例えば、罵倒、侮辱、脅迫、嘲笑、辱め、威嚇、操作、孤立などが含まれる。
- **女性器切除（FGM）：** 医学的でない理由で、女兒や女性の外性器を一部または完全に切除する行為。

- 身体的虐待：意図的に大人や子どもを傷つけたり、危害を加えると脅したりすること。また、女性器切除（FGM）など、苦痛や危害を引き起こす行為も含まれる。
- **セーフガーディング**：グッドネーバーズとそのパートナーに接触するすべての子ども（18歳未満の全ての人）、女性、社会的弱者が、あらゆる形態の危害、虐待、搾取から保護されることを保証するためのポリシー、手順、対応、実践。グッドネーバーズの職員、業務、プログラムが子どもや社会的弱者に害を及ぼさないため、また、グッドネーバーズが安全な組織であることを保証するための共通責任および予防的行動も含まれる。
- **性的虐待**：権力、強制、操作によって、性的な性質を持つ物理的侵害行為を実行・脅迫すること。強制結婚、児童婚、性的奴隷、子どもとの性的行為などが含まれる。
- **性的搾取**：性的な目的のために、脆弱性、権力差、信頼関係を実際に乱用する、または乱用を試みる行為。同目的のための、金銭または現物によるあらゆる種類の利得行為を含む。
- **セクシャルハラスメント**：危害、苦痛、不快感を与える性的な言動、要求、行為、ジェスチャー。
- **不正行為の疑い**：本ポリシーに規定された報告方法のいずれかを通じて提起された苦情または懸念。

3. 子どもに関する用語の定義

- **子ども**：1989年の「児童の権利に関する条約（CRC）」に基づく18歳未満の全ての人。
- **児童虐待**：身体的・精神的・性的虐待、ネグレクト、過失、差別、家庭内暴力、性的搾取、誘拐、人身売買、性的人身売買、オンライン児童性搾取、児童労働など、子どもの権利の侵害と子どもに対するあらゆる形態の暴力を指す。児童虐待は以下のように分類される：(1) 心理的・身体的虐待、ネグレクト、残虐行為、性的虐待、感情的虐待。(2) 行為や言葉によって、子どもの人間としての本質的価値や尊厳を貶め、傷つける行為。(3) 食料や住居などの生存に必要な基本的ニーズを不当に奪う行為。(4) 負傷した子どもに直ちに治療を施さず、その結果、子どもの成長および発達に重大な障害を与えること、または永久的な能力喪失もしくは死亡に至らせること。
- **児童労働**：多くの場合、子どもの幼年期、潜在能力、尊厳を奪い、心身の発達に有害な労働と定義される。精神的、肉体的、社会的、道徳的に危険であるもの、

子どもにとって有害であるもの、学校教育やレクリエーション活動を妨害するような労働を指す。また、子どもが奴隷にされる・家族から引き離される・深刻な危険や病気にさらされるケースも本定義に含まれる。

- **児童婚**：18歳未満の正式または非正式な結婚。
- **子どもの保護**：子どもに対する危害、虐待、ネグレクト、搾取、暴力への予防と対応。グッドネーバーズでは、プログラムにおける全てのテーマ分野に子どもの保護を統合し、コミュニティにおける保護環境の整備を促進する。
- **児童性的虐待**：性的刺激や満足感のために子どもが他者に利用されること。直接的な身体的接触の有無にかかわらず、子どもが関与するあらゆる形態の性的行為（子どもをオンラインの児童性的搾取コンテンツにさらすことや、子どもの性的搾取にかかる写真を撮ることを含む）を指す。
- **子どもの人身売買**：直接・間接を問わず、脅迫、強制、操作、その他の強硬手段による、搾取を目的とした子どもの誘拐、募集、輸送、受け入れに関連するあらゆる行為。
- **子どもの仕事**：子どもの学校教育、学習、レクリエーション、身体的・情緒的な健康、全体的な発達を妨げるのではなく、それらに貢献する内容であることから、子どもにとって許容される仕事の形態。
- **子どもの商業的性的搾取**：子どもまたは第三者への現金または現物による報酬を伴う、他者による子どもへの性的虐待。
- **子どもとの接触**：直接（オンラインを含む）、間接（子どもの写真の使用など）を問わず、子どもとの接触を伴う、または伴う可能性のある仕事、ボランティア職、関連業務。
- **グルーミング**：性的行為に利用するための子どもを確保することを目的に、犯罪者がとる行為。例えば、犯罪者は、子どもと信頼関係を築いた後、その子どもを性的な対象にする場合がある。子どもを優遇する、孤立させる、過度の関心を向ける、贈り物を与える、性的な言葉を使う、不適切な接触をする、オンラインの性的搾取コンテンツによって子どもを性的概念にさらすなどの例が挙げられる。
- **子どもの軍事利用**：兵士、自爆テロ、人間の盾など、軍事／準軍事活動に子どもがさらされる、または関与すること。
- **ネグレクト**：安全な飲料水、食料、住居、衛生設備、管理・ケアを子どもに提供せ

ず、その結果、子どもの健康や発達に危険が及ぶような行為。

- **オンライン児童性的搾取**：オンラインオペレーションと何らかの関係のある、子どもに対して行われる全ての性的搾取行為。性的搾取につながる情報通信技術（ICT）の使用、子どもの性的搾取を誘発・記録する資料の作成、購入、販売、所有、流通、送信が含まれる。
- **オンライン促進型児童性的虐待**：受信者が送信者を18歳未満であるとみなしているとき、受信者が別の人物との性的行為に関与する、またはそれに従うよう仕向けることを意図して、電子メッセージを送信すること。または、同様の受信者に、わいせつな内容の電子メッセージを送信すること。
- **子どもたちと関わりながら働くこと**：子どもとの接触が偶発的ではなく、通常に、反復的・実質的に発生することが予想される活動に従事していること。ボランティアやその他の無給の仕事も含む。